

神奈川県剣道連盟 事務局 田口晶彦氏 よりの質問

### 資料 05-2

第 2 条 「広報・情報・安全」部門の説明がありません。総務部門に統合されているのなら、削除した方が良くと思います。

総務(広報・情報・安全、その他)、と表記を修正します

第 3 条 3 項から 4 項の主語は常勤職員で良いでしょうか。文末に句読点がぬけています。

句読点を付記します

第 4 条 タスクフォースのメンバーは、職員ではなくボランティアですか、良くわかりませんでした。また、メンバーの選定方法や労働条件、任期などの記載が必要ではありませんか。

タスクフォースは臨時職員をイメージしてはいますが、形態や機能を限定せず、活動に自由性を持たせたいグループです。選定、労働条件、任期など個別に設定します。会長の了承のもと、理事会で設置者が必要事項を報告します。

### 資料 05-3

第 5 条 3 項 書類保管期間を 7 年としていますが、何か根拠があるのでしょうか。

今回の神奈川問題でも保管期間が短かったことで事件の全貌が解明できませんでした。

他の委員会等の議事録の保管期間は、電子媒体で 10 年、20 年となっています。

この部分かなり以前に作成したもので、統一されていませんでした。

7 年間備え置くとともに

→文書(紙媒体)で 10 年間据え置くとともに、電子媒体として 20 年間保存する、と修正します。

### 資料 05-4

第 2 条 (8) 規定外を幹部会で決定しますが、それを理事会に報告するのはどなたでしょうか。

責任を明確にするために主語は明確にした方が良くと思います。

責任は明確です。幹部会議としていますので、幹部会議です。基本的には会長が報告することになりことが多いと思いますが、事案により専務理事であることも、当該副会長が説明報告することもあります。

別表 3 講習会の表「支部係員」の左の線が切れています。

これは確認済で修正済と思いますが、確認します。

## 資料 05-6

第 3 条 以前の規約のままですが、「審査員 5 名以内で 3 名以上の評決」とありますが、全剣連の審査規則第 19 条では、5 名中 3 人以上となっています。このままで良いのでしょうか。

今までこの規則でどの支部も理解されていたと思いますが、表現の誤りがありますので修正します。

錬士六段以上の審査員 5 名以内を以て組織し、3 名以上の票決を・・  
→錬士六段以上の**審査員 5 名**を以て組織し、3 名以上の票決を得

## 資料 05-7

これも以前の規約のままですが、「本法人の会員又は準ずる者」となっています。「準ずる者」とは具体的にどのように考えれば良いですか。

支部登録はしているが、県の登録はしていない 2 級以下(含む無級、無段者)の方が該当します

## 資料 05-10

第 2 条 3 項 前回の理事会でお聞きするのを失念していました。問題提起者の氏名については、

公には知られたくない方への配慮が必要かと思いました。問題提起した方が、問題提起したことで不利にならないことを、保証するような対応が必要かと思います。

どこの世界でもそうですが、申立者の氏名について公表は勿論、法廷に提示する必要がある場合を覗き、連盟内でも発表されません。基本的には会長、監事、専務理事および事務担当者のみが知りえます。また倫理委員会内部では特に必要がある場合のみに開示します。ただこれを規則として定めると動きにくくなる場合がありますので、規則には盛り込んでいません。

附則として倫理委員会への申し立て手続きを公示する予定です。 以上